

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

取引相場のない株式の評価

《内容》

取引相場のない株式の評価をする際の純資産価額の計算において、例えば、A社の同族株主(代表者の関係者)が子会社(B社)株式を取得するにあたり、その1株あたりの価額を純資産方式(財産評価基本通達185によれば、相続税評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産価額を控除した評価差額に対する法人税額相当額を控除して1株あたりの純資産価額を求めること)で計算する場合に、評価差額に対する法人税額相当額を控除しても問題は無いでしょうか。

『答』

法人における資産の譲渡は、すべて時価で行われることが前提とされていますので、非上場株式を譲渡する場合においても、その時価の算定が必要となります。

譲渡価額とすべき時価の算定方法で財産評価通達を準用する場合においても、評価差額に対する法人税相当額を控除することはできないこととなります。

(解説)

1 ご質問のケースは、相続税等の計算上の財産評価ではなく、A社が保有するB社株式をA社の同族株主(代表者の関係者)に譲渡する場合の対価の額を問われるものと拝察されますが、その対価の額とすべき時価の算定上、相続税の財産評価基本通達を準用する場合においても、評価差額に対する法人税相当額を控除することはできないこととされています。

すなわち、法人における資産の譲渡は、すべて時価で行われることが前提とされていますので、非上場株式を譲渡する場合においても、その時価の算定が必要となりますが、譲渡価額とすべき時価の算定方法は明定されていません。

2 しかし、資産の評価換えによる評価損の損金算入の規定(法法33②)を適用する場合の株式の価額に関して、法人税基本通達9-1-13では、上場有価証券以外の株式の評価の方法を定めているほか、当該株式、あるいは事業の規模等の類似する株式に売買実例等がない場合、同通達9-1-14により財産評価基本通達によることも認める旨の取扱いを示しており、法人が行う譲渡に係る譲渡対価の決定においても、これらの取扱いを準用することが認められるものと解されます。

ただし、その場合であっても、財産評価基本通達を準用する場合の留意点として、①その法人が表す株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、その発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること、②その株式の発行会社が土地等又は上場有価証券を有しているときは、「1株当たりの純資産額」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時点における価額によること、そして、③計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないことの3つの要件が定められています(法基通9-1-14)。

3 したがって、財産評価基本通達を準用する場合においても、評価差額に対する法人税相当額を控除することはできないこととなります。

なお、上記の取扱いは、法人における譲渡取引や評価損益の基礎となる時価の算定の全てについて共通するものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。